

# 茨 木 市 立 地 適 正 化 計 画

概要版

中間見直し

## 本編 第4章（変更部分抜粋）

## ■ 誘導区域の見直し【P.1-2】

※赤字は変更箇所を示す

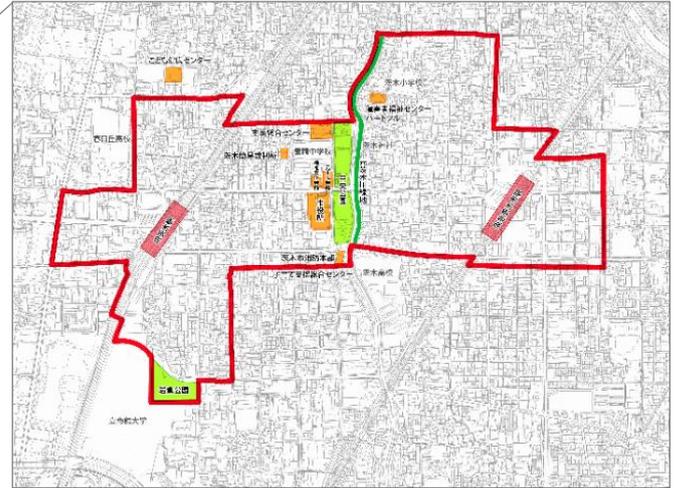
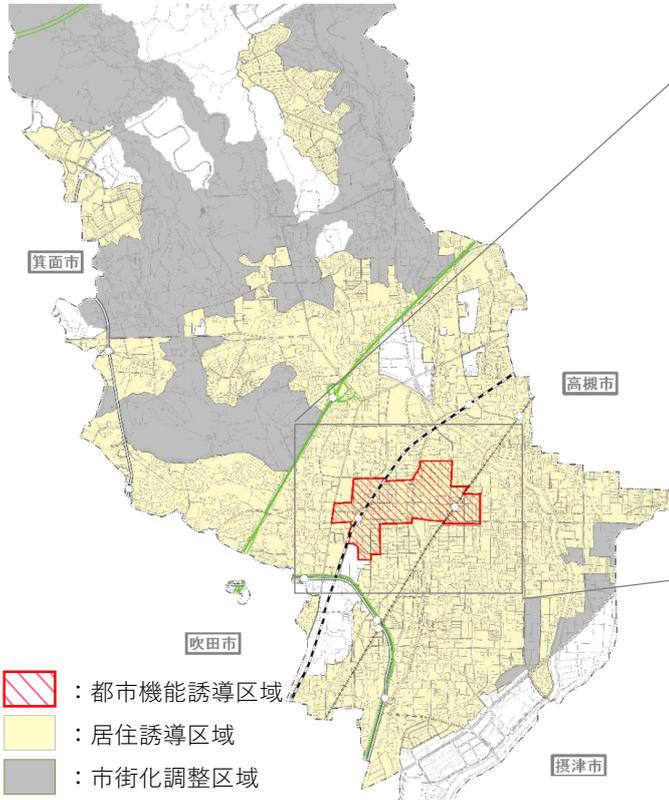
市街化区域内で居住誘導区域から除外する区域について、防災指針を踏まえ「計画規模降雨で3.0m以上の浸水深が想定される区域」を今回追加する

## ■ 居住誘導区域

市街化区域から、災害の危険性のある区域や都市計画上、住宅の建築が制限されている区域などを除外して設定

## ■ 都市機能誘導区域

中心市街地活性化基本計画の対象区域を基本に設定



## 【市街化区域で居住誘導区域から除外する区域】

「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」及び「**計画規模降雨で3.0m以上の浸水深が想定される区域**」は居住誘導区域から除外します。

※工業地域のうち、計画公表時点で住宅として利用されている地域は居住誘導区域に含めます。

## ■ 誘導施策の見直し【P.3-15】【参考資料 中間検証 P.12-36】

主に「病院誘致」「中心市街地活性化」に関する取組の進捗に合わせて内容の見直しを行う

## ■ 病院誘致に関する取組の変更

	取組名	主な変更点
取組6	地域の中核となる病院の確保	・関連計画に「茨木市誘致病院に係る基本整備構想」を追加
取組7	市民の命を支える医療施策のあり方を踏まえた病院の誘致	・関連計画に「茨木市誘致病院に係る基本整備構想」を追加し、病院誘致の取組内容を追加
取組21	J R・阪急茨木両駅前周辺施設の再整備と病院の誘致	・関連計画に「J R茨木駅・阪急茨木市駅西口駅前周辺整備基本計画」「茨木市誘致病院に係る基本整備構想」を追加し、阪急茨木市駅前における病院誘致の取組内容を追加

## ■ 中心市街地活性化に関する取組の変更

	取組名	主な変更点
取組20	J R・阪急茨木の両駅前広場の機能向上	・関連計画に「J R茨木駅・阪急茨木市駅西口駅前周辺整備基本計画」を追加し、エスカレーターやバス乗り場シェルター、案内板設置などの設置について追加
取組22	市民会館跡地エリア活用に伴う関連施設機能の最適化・複合化	・令和5年（2023年）11月に文化・子育て複合施設「おにクル」が整備されたことを追加
取組23	相乗効果を生み出す文化・子育て複合施設「おにクル」周辺等の整備・推進	・関連計画に「市民会館跡地エリア第二期整備基本計画」「市役所前線基本計画」「元茨木川緑地リ・デザイン計画」「東西軸（中央通り・東西通り）ストリートデザインガイドライン」を追加し、ひと中心の空間整備に向けた取組内容を追加
取組26	ひと中心のまちなかでの出会い・交流・活動の創出	・関連計画に「ひと中心の茨木まちなか戦略」「茨木市中心市街地活性化基本計画」を追加し、ひと中心のまちなかの価値観への共有・共感を広げる取組内容を追加

## 参考資料 中間検証

## ■ 施策の達成状況に関する指標の検証【P.1-11】

概ね5年毎に進捗状況に関する調査・分析・評価を行い、都市計画マスタープランの進捗管理と連携しながら、効率的に評価・フォローアップを進め、適切な見直しを図る

基本方針の土台となる考え方		中間評価の値
基本方針1	郊外部における居住環境の持続を図ります	
評価指標①	居住誘導区域内の人口密度	
基準値	[H27(2015)数値] 107人/ha (居住誘導区域内人口270,991人 / 居住誘導区域面積2,510ha) (総人口280,033人)	[R2(2020)数値] ↗111人/ha(+4人/ha) (居住誘導区域内人口 279,731人 / 居住誘導区域面積 2,510ha) (総人口 287,730人)
目標	[R22(2040)数値] 上記基準値の維持	
目標の考え方	各施策の展開により現状の人口密度を維持します	
期待される効果	一定の人口密度が確保されることで、生活利便施設の維持につながり、暮らし続けたい・暮らししてみたいまちの持続が図られます	
評価指標②	居住誘導区域内の公共交通の人口カバー率	
基準値	[H27(2015)数値] 87.1% ( (バス停300m圏人口+駅周辺800m圏人口) 235,950人 / 居住誘導区域内人口270,991人)	[R2(2020)数値] ↗87.2%(+0.1pt) (バス停300m圏人口+鉄道駅周辺800m圏人口 244,061人 / 居住誘導区域内人口 279,731人)
目標	[R22(2040)数値] 上記基準値の維持	
目標の考え方	複数の交通手段が選択できる現状を維持します	
期待される効果	交通アクセスの利便性が維持されることで、暮らし続けたい、暮らししてみたいまちの持続が図られます	
基本方針2	魅力ある中心市街地の再生を図ります	
評価指標③	都市機能誘導区域における平日昼間の歩行者通行量	
基準値	[H29(2017)数値] 25,545人 (主要地点歩行者数の合計値)	[R1(2019)数値] ↗26,828人(+1,283人)
目標	[R22(2040)数値] 上記基準値の維持	[R2(2020)数値] ↘25,273人(-272人)
目標の考え方	人口が減少しても、「次なる茨木」の魅力の向上に資する都市機能の導入などにより、現状の数値を維持します	[R3(2021)数値] ↗28,851人(+3,306人)
期待される効果	平日昼間の歩行者通行量の確保により、公共空間の活用や店舗の新規出店等が進み、賑わいの創出や経済活性化が図られます	[R4(2022)数値] ↗31,731人(+6,186人) [R5(2023)数値] ↗32,042人(+6,497人)

## ■ 検証結果

すべての指標において、基準値に対して高い水準で推移していることから、各施策の展開により、暮らしやすさが維持されていると考えられる  
今後も施策を継続して実施することを前提としつつ、「4章 誘導区域及び誘導施策」について、必要に応じて誘導施策の見直しを行うこととする

## 別冊 防災指針（第1章～第4章）

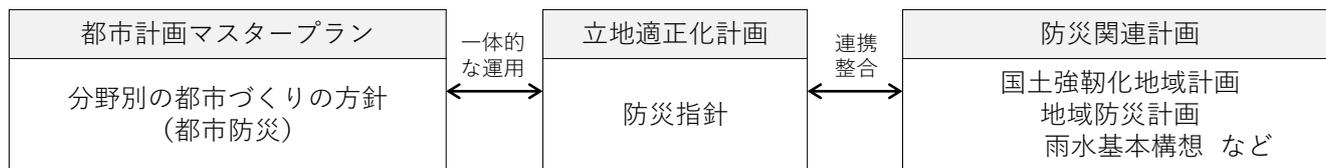
## ■ 防災指針とは [P.1]

近年、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっている

防災指針は安全・安心なまちづくりを推進するため、災害リスクの回避・低減のための方針や対策を位置づけ、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むために作成されるもので、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保に関する指針となるとともに、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるもの

## ■ 防災指針の位置づけ [P.1]

本指針は、本市の防災関連計画との連携・整合を図るとともに、都市計画マスタープラン（都市防災の方針）と一体的な運用を行う



## ■ 前提条件の整理 [P.3-9]

本指針では、水災害のうち「洪水」「内水」「土砂災害（大規模盛土造成地を含む）」を対象とする

## ■ ハザード情報

	ハザード情報
洪水	・ 浸水想定区域（計画規模降雨※1）
	・ 浸水想定区域（想定最大規模降雨※2）
	・ 浸水継続時間（想定最大規模降雨※2）
内水	・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨※2）
	・ 浸水想定区域（過去に他地域で発生した最大級規模の降雨※3）
土砂災害	・ 急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
	・ 大規模盛土造成地※4

※1 計画規模降雨：河川整備における基本となる降雨。おおむね100年に一度の降雨確率（淀川は200年に一度の降雨確率）

・ 安威川等※5流域 247mm/24時間、淀川流域 261mm/24時間、女瀬川流域 289.8mm/24時間

※2 想定最大規模降雨：想定される最大規模の降雨。おおむね1000年に一度の降雨確率

・ 安威川等※5流域 776mm/24時間、淀川流域 360mm/24時間、女瀬川流域 1,070mm/24時間

※3 過去に他地域で発生した最大級規模の降雨

・ 茨木市全域における最大1時間雨量 146.5mm/時間

※4 大規模盛土造成地：谷間や斜面に盛土を行い、大規模に造成された宅地のうち以下の要件に該当するもの

・ 谷埋め型大規模盛土造成地：盛土の面積が3,000㎡以上

・ 腹付け型大規模盛土造成地：盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上、かつ、盛土の高さが5m以上

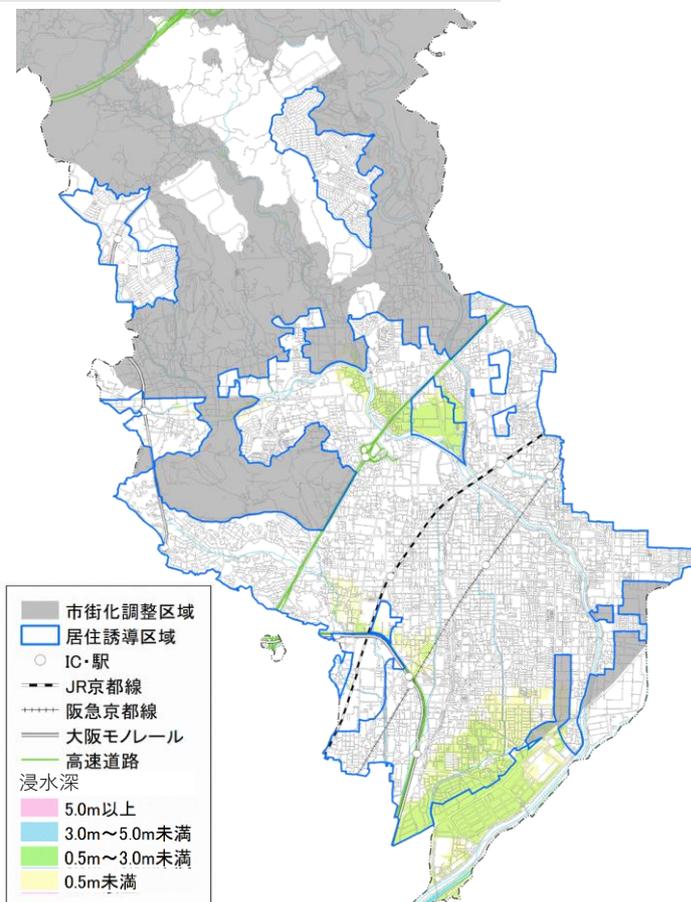
※5 安威川等：安威川、山田川、茨木川、大正川、正雀川、正雀川分水路、境川、新大正川、三条川、佐保川、勝尾寺川、箕川、郷之久保川、川合裏川、裏川、土室川分水路、下音羽川の17河川

## ■ 災害リスクの抽出・整理 [P.10-18]

安威川ダムの整備により、浸水想定区域（計画規模降雨）が大幅に減少する

リスク評価の目安となる浸水深「3.0m」を超えないが、リスク低減に向けて取組が必要

## ■ 洪水浸水想定区域図（計画規模降雨）



出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ（R6.11更新）

## 別冊 防災指針（第5章～第6章）

## ■防災まちづくりの将来像と取組方針【P.19-20】

防災まちづくりの将来像については、都市計画マスタープランや防災関連計画等における防災まちづくりに関する考え方を踏まえて設定する

また、将来像の実現に向け、ハード・ソフト両面から取組方針を設定する

## (1) 防災まちづくりの将来像 ～市民と共に創る災害に強く安全・安心に暮らせるまち～【防災指針P.19】

関連計画における考え方に共通する事項として「市民・事業者などとの連携」「地域防災力の向上」などが掲げられていることを踏まえて、市民など多様な主体と連携して災害に強く、安全・安心に暮らせるまちを目指す

## (2) 取組方針【P.20】

## 方針1 インフラの整備・改修などによる被害の低減（ハード対策）

計画規模降雨で浸水深3.0m以上の区域及び大雨時に土砂災害の危険性が高い区域については、特に災害リスクが高いことから、居住誘導区域に含まないこととし、災害リスクの周知などソフト対策に努め、できるだけ居住しないように誘導する

## 方針2 リスク周知や防災意識の向上などによる被害の低減（ソフト対策）

そのほか、災害リスクがある区域については、リスク低減に向けたハード・ソフト両面からの取組を行うことを前提に、居住誘導区域に含める

## ■具体的な取組と取組事例【P.21-24】

具体的な取組については、すでに取組を進めているものであり、本市の計画（立地適正化計画、国土強靱化地域計画、地域防災計画、雨水基本構想等）や大阪府の計画（淀川水系神崎川ブロック河川整備計画等）に基づく取組と連携しながら推進する

## (1) 具体的な取組【P.21】

	具体的な取組	関連計画等	実施主体
ハード対策 (取組方針1)	・ 災害リスクを踏まえた居住誘導施策の推進 (届出制度による居住誘導、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・補強の支援等)	・ 立地適正化計画等	市
	・ 水害予防対策の推進（洪水） (河川・水路の改修、建築物等の浸水対策、総合的な治水対策等)	・ 淀川水系神崎川ブロック河川整備計画	府・市
	・ 水害予防対策の推進（内水） (下水道施設の整備、総合的な浸水対策の推進等)	・ 雨水基本構想	市
	・ 土砂災害の予防対策の推進 (大規模盛土造成地の調査・経過観察などによる安全性確認等)	・ 宅地耐震化推進事業	府・市
ソフト対策 (取組方針2)	・ リスク周知や防災意識の高揚 (防災訓練の実施、ハザードマップの周知啓発、防災知識の普及啓発、防災教育等の推進等)	・ 国土強靱化地域計画 ・ 地域防災計画	市
	・ 総合的な防災体制の整備 (自主防災体制の整備、避難地・避難路の指定・周知等)	・ 国土強靱化地域計画 ・ 地域防災計画	市
	・ 地域住民・防災ボランティア団体・事業者・大学などとの連携 (災害時援助協定の締結等)	・ 国土強靱化地域計画 ・ 地域防災計画	市

## (2) 取組事例（抜粋）【P.22-24】

## 下水道施設の整備、総合的な浸水対策の推進

- 頻発する豪雨などによる浸水被害を低減するため、雨水基本構想に基づき、水路の拡幅や雨水管渠などの下水道施設の整備といったハード対策に加え、土のうステーションの設置などのソフト対策を合わせた総合的な浸水対策を推進
- 松沢排水区では、令和2年（2020年）12月に都市計画下水道（雨水）の都市計画変更を行い、既存水路や側溝の現況調査を踏まえ、雨水整備計画の検討を推進

## 防災教育等の推進

- 防災知識の普及のため、防災ハンドブックを作成
- 地震や土砂災害、水害が発生した際の対応フローなどを記載しており、災害が生じる前の防災知識として市民に広く普及啓発を実施

